

令和3年度第24回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和4年3月23日

担当部・課：建設部道路第2課〔内線5617〕

復興事業部基盤整備課〔内線5512〕

① 件名
石巻市土地取得基金の運用について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景・目的】</p> <p>公用若しくは公共用に供する土地の先行取得を目的とした基金について、類似目的の基金を整理統合し、令和4年市議会第1回定例会において「石巻市土地取得基金条例」（以下、「新条例」という。）の制定並びにその前身となる「石巻市震災復興土地基金条例」及び「石巻市道路用地取得基金条例」の廃止について議決された。</p> <p>新条例の制定に伴い、当該基金の取扱い等について、「石巻市土地取得基金運用要綱」を制定し、基金の適正な運用を図るもの。併せて前述の廃止条例に係る運用要綱について廃止するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号） 石巻市土地取得基金条例（令和4年石巻市条例第3号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和3年12月 令和3年度第18回庁議にて土地取得特別会計の一般会計への移行並びに石巻市道路用地取得基金及び石巻市復興土地基金の整理統合について審議</p> <p>令和4年 3月 令和4年第1回定例会にて石巻市土地取得基金条例の制定について議決</p>
⑤ 主な内容
<p>1 石巻市土地取得基金運用要綱の主な内容</p> <p>(1) 土地の取得 当該土地の定着物件の購入に係る費用及び当該土地の取得に関連する補償等に関する費用を含むものとする。</p> <p>(2) 基金からの買取り 基金からの買取りは、一般会計において行うものとし、基金により取得した年度から起算し、3か年度以内に事業の用に供するものとする。</p> <p>(3) 台帳の整備 基金の管理運営の状況を明らかにするため、基金に関する台帳を備え付け、整備しなければならない。</p> <p>2 廃止する要綱</p> <p>(1) 石巻市道路用地取得基金運用要綱（平成17年石巻市訓令第150号）</p> <p>(2) 石巻市震災復興土地基金運用要綱（平成26年石巻市訓令第8号）</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
要綱を定めることにより、基金の適正かつ計画的な運用が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
県内各市においては、土地開発基金を設置し、公共用地の先行取得に対応している。	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和4年3月 石巻市土地取得基金運用要綱制定 (施行予定年月日：令和4年4月1日)	
⑨ その他	
【基金の額】	
旧) 石巻市道路用地取得基金	2億円
石巻市震災復興土地基金	10億円
	計12億円
新) 石巻市土地取得基金	4億円